

防災会議委員意見に対する対応・回答

No.	団体等	資料名・ページ	ご意見・ご質問等	対応・回答
1	福島地方 気象台	資料編 P18 (資料 2-4-1) 注意報・警報 発表の基準	「(1)特別警報 ②津波・火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準 火山噴火の基準」について、気象庁ホームページの表記に合わせてはいかがか。	対応：修正 「居住地域に重大な害を及ぼす噴火が予想される場合」を「居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合」とします。
2	福島地方 気象台	資料編 P18 (資料 2-4-1) 注意報・警報 発表の基準	「(1)特別警報 (2)情報」になっているが、警報・注意報の説明が抜けている。	対応：修正 「(1)特別警報」を「(1)特別警報・警報・注意報」と、「(4)警報・注意報発表基準一覧表」を「(1)③警報・注意報発表基準一覧表」とします。
3	福島地方 気象台	資料編 P19 (資料 2-4-1) 注意報・警報 発表の基準	「(1)特別警報・警報・注意報 ③警報・注意報発表基準一覧表」について、注意事項※2の文末に気象庁HPの表面雨量指数についての解説ページのリンクを記載してはいかがか。	対応：追記 「(詳細は気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html)」を追記します。
4	福島地方 気象台	資料編 P19 (資料 2-4-1) 注意報・警報 発表の基準	「(3)その他 ②スモッグ気象情報 ③大気汚染気象通報」は今年度で終了になるため、削除願います。	対応：現行どおり 次期計画において反映します。
5	福島県会 津保健福 祉事務所	本編 P131 第3編 災害応 急対策計画 第8章 応急医 療・救護対策 第3節 医療資 機材の調達	「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄実施事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づきとあるが、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄実施事業実施要綱」については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に含まれて記載されているので「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」のみの記載にすべきである	対応：削除 『「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄実施事業実施要綱」』を削除します。
6	東北電力 ネット ワーク株 式会社 会津若松 電力セン ター	本編 P17 第1編 総則 第3章 災害及 び被害の想定 第4節 被害想 定結果	被害想定結果総括表の備考欄に記載されている市内の当社設備数量について確認した最新の数値は以下の通りになります。 (参考報告) 電柱：全数 18,137 本 (西縁断層震源時 268 本, 東縁断層震源時 3,464 本) 架空線：3,108 km 地中ケーブル：49 km	対応：修正 被害想定結果総括表の当該箇所の数値を修正します。
7	東北電力 ネット ワーク株 式会社 会津若松 電力セン ター	本編 P37 第2編 災害予 防計画 第1章 災害に 強い体制づく り 第3節 情報通 信体制の整備	「1 災害時通信手段の確保 (3)各種通信施設の利用 ①.非常無線通信の利用」について、具体的な当社協力内容について現段階で明示できないことから、会津若松市からの協力依頼に応じて、その都度検討のうえ対応させていただきます。	回答 随時ご相談させていただければと思います。
8	会津若松 消防署	本編 P3 第1編 総則 第1章 計画の 基本方針	10年後の平成35年を目処に大幅な改正が必要かどうかを判断… →平成35年は過ぎたので削除しては	対応：修正 「また、10年後の平成35年を目処に、大幅な改正が必要かどうかを判断するも

		第5節 計画の進行管理及び修正		のとします。」を「また、改訂から10年が経過し、今後更なる防災地域づくりを推進していくためにも、令和6年度から令和7年度にかけて大幅見直しを行います。」とします。
9	会津若松消防署	本編 P34 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い体制づくり 第2節 防災拠点施設の指定	「1 防災拠点施設の種類と機能」について、避難所の説明が「原則として市民が一時的に避難生活をする施設（各小中学校、公民館、コミュニティセンター等）」となっているが、本編 P62の自主避難所の説明では、「避難所が開設される前、災害が発生のおそれがあると考え自主的に避難を希望する自主避難者を一時的に受け入れる施設として、地区公民館や地区コミュニティセンター等位置づけます。」となっている。優先順位が分かりずらく、自主避難と整合性が取れていない？	回答 優先順位をつけるものではなく、自主避難所は地域住民の要望に応える形で開設を行うものであり、避難所は市が判断して開設を行うものです。
10	会津若松消防署	本編 P52 第2編 災害予防計画 第4章 地震以外の災害対策 第3節 土砂災害対策	『被害を最小限とするためには、災害発生予防の事前の取組みが大変重要であり、市や関係機関による住民への「知らせる努力」と住民側の「知る努力」によって、土砂災害被害の軽減を図ります。』とあるが、「災害発生予防の事前の取組み」や「知らせる努力」と住民側の「知る努力」の言い回しが読み取りにくいと思います。たとえば、「最小限の被害とするためには、事前に予防対策する取組みが重要です。そのための情報は、市、関係機関、住民が率先して提供し合うことで被害の軽減を図ります。」としてはいかがでしょうか。	対応：修正 『被害を最小限とするためには、災害発生予防の事前の取組みが大変重要であり、市や関係機関による住民への「知らせる努力」と住民側の「知る努力」によって、土砂災害被害の軽減を図ります。』を「被害を最小限とするためには、土砂災害の発生のおそれのある箇所の確認や、災害の前兆現象等を知ることなど、事前の備えが大変重要であります。市や防災関係機関から地域住民に対し、積極的に周知を図るとともに、地域住民においては、自らが様々な情報の収集に努め、自分の安全確保や避難行動につなげることで、土砂災害被害の軽減を図ります。」とします。
11	会津若松消防署	本編 P68 第2編 災害予防計画 第7章 備蓄・調達体制の整備 基本的な考え方	「災害時の物資の確保については、物流ネットワーク備蓄を基本として、最小限の生活必需品や食糧について施設備蓄を進めます。」とありますが、「最小限」に異議があります。後記に市民に対しての備蓄には「3日、できれば1週間」と余裕をもつように啓発するのであれば、同義的な表現やその後表記の「一定程度」、または削除したほうがよいと思います。	対応：修正 本文の表記と合わせ、「最小限の生活必需品や食糧」を「一定程度の生活必需品や食糧」とします。
12	会津若松消防署	本編 P68 第2編 災害予防計画 第7章 備蓄・調達体制の整備 基本的な考え方	「備蓄については、市、事業所、市民で役割分担し、基本的にトイレや通信設備など公共性が高い物資や毛布など個人での備蓄が難しい物資は市が…」とありますが、通信設備の備蓄とは具体的に何を示すのか。個人の通信機器（スマホ、PC等）に充電するためのことで、充電端子の違いに対応するため、変換アダプタを備蓄するというのでしょうか。	回答 主に避難所に備蓄している、災害時において公共性が高い特設公衆電話を想定しています。

13	会津若松消防署	本編 P68 第2編 災害予 防計画 第7章 備蓄・ 調達体制の整 備 基本的な考え 方	「備蓄食糧等については、指定避難所への備蓄のほか、災害時の孤立集落への対応や防災啓発時の活用など災害時以外の平時の利用用途も含めて検討し、購入を進めます。」とあるが、今回追記した「災害時の孤立集落への対応」については後記には何も触れていません。このことから記載のとおり、対応は検討中であると解してよろしいか。または、孤立集落のどこかに追加された避難所があり、そこに備蓄するのか。また検討中であれば、集落の代表住民宅に備蓄することも可能なのか。	対応：修正 県地域防災計画の表記と合わせ、「備蓄食料等については、指定避難所への備蓄のほか、災害時の孤立集落への対応や防災啓発時の活用など、災害時以外の平時の利用用途も含めて検討し、購入を進めます。」を「孤立する恐れのある集落では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮するものとします。」とします。なお、孤立する恐れのある集落への対応については検討中です。
14	会津若松消防署	本編 P69 第2編 災害予 防計画 第7章 備蓄・ 調達体制の整 備 第1節 備蓄品 の確保	「2 備蓄の役割分担」について、市・事業所・市民のそれぞれがありますが、市と市民の後記に「・・・」と記載されているが誤記でよろしいか。	対応：修正 「・・・」を「:」とします。
15	会津若松消防署	本編 P69 第2編 災害予 防計画 第7章 備蓄・ 調達体制の整 備 第1節 備蓄品 の確保	「2 備蓄の役割分担」について、「更衣室など個人で確保することが困難な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等」と記載されているが、新コロは5類となっているので削除しては。	対応：削除 「新型コロナウイルス感染症を含む」を削除します。
16	会津若松消防署	本編 P69 第2編 災害予 防計画 第7章 備蓄・ 調達体制の整 備 第1節 備蓄品 の確保	「4 市の備蓄品目」について、市は公共性の高い分野の備蓄をしますが、底冷え等の緩和を目的に「マット」も加えては。	回答 避難所生活においては必需品と捉えています。現在のところは流通備蓄を考えています。
17	会津若松消防署	本編 P69 第2編 災害予 防計画 第7章 備蓄・ 調達体制の整 備 第1節 備蓄品 の確保	「4 市の備蓄品目」について、生活物資の「ダンボールベッド、エアベッド」「パーティション」と防災資機材の「簡易ベッド」「簡易間仕切り」は同じものを指しているのか。	対応：修正 同じものを指しているため、防災資機材の「簡易ベッド」を「ダンボールベッド、エアベッド」と、「簡易間仕切り」を「パーティション」とし、生活物資の当該箇所を削除します。
18	会津若松消防署	本編 P69 第2編 災害予 防計画 第7章 備蓄・ 調達体制の整 備 第4節 市民に 対する備蓄の 啓発	市民に対する備蓄の啓発ですが、貴重品の欄で「免許証」とあるのであれば、情報収集が容易になる「マイナンバーカード」も記載してほしい。	対応：追記 貴重品の欄に「マイナンバーカード」を追記します。
19	会津若松消防署	本編 P70 第2編 災害予 防計画 第7章 備蓄・ 調達体制の整 備	備蓄目標品目一覧のアルファ米をレトルト米に修正したことについて、アルファ米は賞味期限が5年であるが、レトルト米は8カ月から12ヶ月と短いため、何か根拠があったのか？ 毎年更新可能であればいいと	回答 アルファ米は例示のものでしたが、本年度より7年保存可能なレトルト米を計画的に備蓄することとしたため、レトルト米としていま

		第4節 市民に対する備蓄の啓発	思う	す。
20	会津若松消防署	本編P90 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動体制 第2節 災害対策本部	「次のいずれかに該当するときは、災害対策本部を設置します」と明言した設置基準があるのに、2(1)①の設置の判断で市長が必要と認めたときは、設置基準により設置するとあります。→矛盾しているが、それとも(3)の補足として記載しているのか。	対応：削除 「市長は、特に強力で防災活動を推進するため必要と認めたときは、設置基準により、災害対策本部を設置します。」を削除します。
21	会津若松消防署	本編P95 第3編 災害応急対策計画 第2章 支援の要請 第2節 ボランティア活動支援	「3 災害ボランティアセンターの運営体制」について、ボランティア活動者への交通情報や宿泊場所等に関する情報提供とあります。交通情報はともかく、近年のボランティアは装備や宿、食料など自身が利用するものは自分で準備するのが基本なので、宿泊場所に関するものは削除しては	対応：現行どおり ボランティアの受入れの円滑化を図るため、できる限りの情報提供を行うものとします。
22	会津若松消防署	本編P156 第3編 災害応急対策計画 第14章 ライフライン施設の応急対策 第4節 都市ガス施設災害応急対策	「1 火災に際しての一般住民等の措置」について、(1)に「火災が発生した場合、居住者はガス事業者に現場位置等を通報します。なお、この際、火の気を消し、元栓を閉めます。」とあり、(2)には「ガス流出等の状況が激しいときは、市、消防署又は警察署に通報します。」とあります。(2)はまだしも、(1)に関しては、火の気を消し、元栓が閉められるような火災もあるかもしれませんが、まず消防署への通報ではないですか。	対応：修正 「火災が発生した場合、居住者はガス事業者に現場位置等を通報します。」を「火災が発生した場合、居住者は初期消火に努め、速やかに消防署へ通報します。」とし、「ガス流出等の状況が激しいときは、市、消防署又は警察署に通報します。」を削除します。
23	会津若松消防署	資料編P18 (資料2-4-1) 注意報・警報発表の基準	「(2)情報 ③顕著な大雨に関する気象情報」について、「崖や川の近く…」とありますが、本編には「がけ等…」のひらがな表記となっています。全体を通して表記統一しては。	対応：修正 ひらがな表記で統一します。
24	会津若松消防署	資料編P26 (資料2-4-2-1) 重要水防区域	住所ですが、10月下旬から「大字飯寺」はいずれも「飯寺」となることから、この機会に修正しては	対応：現行どおり 10月4日現在(防災会議開催日)では変更がないため、このままの記載とします。
25	会津若松消防署	資料編P53-59 (資料2-5-1)避難所・避難場所一覧表	新たな指定緊急避難場所は、避難場所として何らかの整備をするのか(看板設置等)。	回答 市ホームページへの掲載など、広く情報周知を図っていきます。
26	会津若松市男女共同参画推進実行推進委員会	資料編P11 (資料2-1-1-2) 防災関係機関の業務内容	「6 防災関係団体」について、重機の会社・土木・建築の会社も含めてはどうか。e X：能登半島地震の際は、孤立集落までの道路が寸断され、重機の会社の早い判断と協力(ボランティア)で、集落まで辿り着いた例があった。	回答 資料編P15のとおり、土木・測量関係の企業・業界と災害時応援協定を締結しています。
27	会津若松市男女共同参画推進実行推進委員会	資料編P25 (資料2-4-1)注意報・警報発表の基準 〔参考〕防災情報入手サイト	高齢者だけの家は、スマホ等からの情報入手が難しいため、テレビ・ラジオ・町内会の放送などから、適切な情報入手をすることも掲載してはどうか	対応：現行どおり 当該ページはインターネット上で入手できる防災情報についてまとめたものであり、高齢者等も含め、広く市民の方に情報入手していただくための広報手段の一覧については、本編P103～104に掲載しています。

28	会津若松市男女共同参画推進実行推進委員会	資料編 P53 (資料 2-5-1)避難所・避難場所一覧表	慶山地区は、土砂災害の際は南北に分断され、避難所の東山小学校、東公民館は土砂災害の区域に含まれている。新たに民間の避難所の検討を地域でお願いしているが、追加指定の結果はいつ頃はっきりするのか	回答 慶山町内会を含めた東山地区と民間事業所間の協定について、本年中の締結に向けて調整中です。
29	女性人材リスト (鈴木里美氏)	本編 P7 第1編 総則 第1章 計画の 基本方針 第13節 減災 目標	水や食料の家庭備蓄率について、市民の防災意識に低さによるアンケート低回答率からの算出によるもので、現実からは乖離していると思われる達成数字です。今後、行政と関係団体協同により回答率の底上げをはかっていただきたく思います。	回答 次期計画において検討します。
30	女性人材リスト (鈴木里美氏)	本編 P23 第1編 総則 第3章 災害及び被害の想定 第6節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震	内陸部の会津にあって、こういったリスクが想定されての「日本海溝・千島海溝周辺海溝型防災対策推進地域」であるのかを明記していただくことが必要と思われます。「推進地域」は震度6弱以上の揺れが想定されるもので、東日本大震災震源域に隣接し、南海トラフ同様いずれ必ずくる地震に位置づけられていることから、直下型とは異なる揺れが想定される等、東縁断層の評価と同様の啓発が求められると思われます。	対応：現行どおり東縁断層帯地震のほかにも本市で想定される地震については、本編 P15 に記載しているところですが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震についても、位置付けや啓発方法等について、計画の大幅な見直しの際に整理します。
31	女性人材リスト (武藤みや子氏)	本編 P61 第2編 災害予防計画 第5章 避難・誘導體制づくり 第1節 避難場所等の指定・整備	『3 「避難場所」・「避難所」整備の配慮事項 (5)多様なニーズへの配慮、女性や子ども等にかかる安全性の配慮』について、「警察、病院、女性支援団体等との連携のもと」とありますが、女性支援団体とは具体的にどのような団体でしょうか。	回答 防災基本計画を引用し、本市の方針として示したものです。今後、皆様と協議・検討させていただければと思います。
32	女性人材リスト (武藤みや子氏)	本編 P77～ 第2編 災害予防計画 第9章 災害時に備えた要配慮者の安全確保 第2節 在宅の要配慮者への対応	DV等で普段も配偶者から逃げている人の情報はどのように取り扱いますか。	回答 避難所への入所の場面などが想定されますが、本編 P62 において、加害者等に居所が知られることのないよう、本人の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとしています。
33	女性人材リスト (武藤みや子氏)	本編 P80 第2編 災害予防計画 第9章 災害時に備えた要配慮者の安全確保 第2節 在宅の要配慮者への対応	要配慮者の説明の「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」の「その他の特に配慮を要する者」とは、どのような方々ですか。	回答 妊産婦や病弱者などを想定しています。